

## 医科点数表に関して泌尿器科医が知っておく事項について

医科診療報酬点数表は大きく分けて基本診療料、特掲診療料、介護老人保健施設入所者に係る診療料および経過措置の4章よりなる。

基本診療料が基本的な医療行為および通常初診時、再診時又は入院時に行われる基本的な診療行為に対する費用であるのに対し、特掲診療料は基本診療料として、一括支払うことが妥当でない特別の診療行為に対して個別的な評価をなし、個々の点数が設定されたものである。

1人の患者に対する診療報酬は、基本診療料と特掲診療料を合算した額である。

医科診療報酬点数表は以下のような構造で設定されている。告示・通知などの記載を理解するためは、それがどの部分に書かれているかを理解して読む必要がある。

各部の一番初めには通則が記載されているが、この通則は各部を通じての規定が記載されているため必ず理解しておく必要がある。

特に薬剤は在宅、検査、画像診断、投薬、注射、処置、手術などいろいろな項目で算定することになる。それぞれの項目で算定方法が異なることに留意する必要がある。

### 第1章 基本診療料

第1部 初・再診料	第1節 初診料 第2節 再診料	
第2部 入院料等	第1節 入院基本料 第2節 入院基本料等加算 第3節 特定入院料 第4節 短期滞在手術等基本料	

### 第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等	第1節 医学管理等	
	第2節 プログラム医療機器等医学管理加算	
	第3節 特定保険医療材料	
第2部 在宅医療	第1節 在宅患者診療・指導料	
	第2節 在宅療養指導管理料	第1款 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理料加算
	第3節 薬剤料	
	第4節 特定保険医療材料料	
第3部 検査	第1節 検体検査料	第1款 検体検査実施料 第2款 検体検査判断料
	第2節 削除	
	第3節 生体検査料	
	第4節 診断穿刺・検体採取料	
	第5節 薬剤料	
	第6節 特定保険医療材料料	

第4部 画像診断	第1節 エックス線診断料	
	第2節 核医学診断料	
	第3節 コンピューター断層撮影診断料	
	第4節 薬剤料	
	第5節 特定保険医療材料料	
第5部 投薬	第1節 調剤料	
	第2節 処方料	
	第3節 薬剤料	
	第4節 特定保険医療材料料	
	第5節 処方せん料	
	第6節 調剤技術基本料	
第6部 注射	第1節 注射料	第1款 注射実施料
		第2款 無菌製剤処理料
	第2節 薬剤料	
	第3節 特定保険医療材料料	
第7部 リハビリテーション	第1節 リハビリテーション料 第2節 薬剤料	
第8部 精神科専門療法	第1節 精神科専門療法料 第2節 薬剤料	
第9部 処置	第1節 処置料 第2節 処置医療機器等加算 第3節 薬剤料 第4節 特定保険医療材料料	
第10部 手術	第1節 手術料	第1款 皮膚・皮下組織 第2款 筋骨格系・四肢・体幹 第3款 神経系・頭蓋 第4款 眼 第5款 耳鼻咽喉 第6款 顔面・口腔・頸部 第7款 胸部 第8款 心・脈管 第9款 腹部 第10款 尿路系・副腎 第11款 性器 第12款 削除 第13款 臓器提供管理料
	第2節 輸血料	
	第3節 手術医療機器等加算	
	第4節 薬剤料	
	第5節 特定保険医療材料料	
第11部 麻酔	第1節 麻酔料	
	第2節 神経ブロック料	
	第3節 薬剤料	
	第4節 特定保険医療材料料	
第12部 放射線治療	第1節 放射線治療管理・実施料	
	第2節 特定保険医療材料料	
第13部 病理診断	第1節 病理標本作製料	
	第2節 病理診断・判断料	

### 第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料

第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項

第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項

### 第4章 経過措置